

○総務文教委員長報告

総務文教委員長報告 東谷 伸治

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第77号 専決処分の承認について（財産の取得について）」ほか議案2件であります。

当委員会は、12月4日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については承認、議案2件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第77号 専決処分の承認について（財産の取得について）」であります。高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材等の財産の取得について、事務執行上、急を要したことから地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたため、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

委員からは、高度救命処置用資機材について質疑があり、理事者からは人工呼吸器・自動体外式除細動器・心臓マッサージシステム等の高度な救命処置を行うために必要なものであるとの説明がありました。

また、委員からは、入札の参加資格要件及び入札者数等について質疑があり、理事者からは、鳴門市物品等一般競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載され、営業種目に医療用器具及び救急自動車と記載されている者であることなどであり、特殊性が高いことから入札者は2者で、これまでも、今回の落札者が概ね納入しているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認すべきと決しました。

次に、「議案第80号 鳴門市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」であります。新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給する改正を行うものであります。

委員からは、特殊勤務手当の支給対象となる業務について質疑があり、理事

者からは、消防職員が新型コロナウイルス感染症の患者若しくは、その疑いがある者を搬送する業務などを想定しており、6月から11月末の間で32件あったとの説明を受けました。

また、委員からは、改正案に「新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務、その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円とする。」とあるが、このうち「長時間」とされる基準について質疑があり、理事者からは、現在、特殊勤務手当の支給の基準となる要綱等を作成しているところであり、他の自治体の状況等から、救急自動車による搬送等で1時間以上密閉された空間を共有することなどが考えられるとの説明がありました。

さらに委員からは、危険を伴う業務に従事することから、モチベーションを維持することが出来るよう、配慮をして欲しいとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第81号 鳴門市火災予防条例の一部改正について」であります。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことに伴い、急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大するなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、条例改正の目的について質疑があり、理事者からは、電気自動車の普及にともない、高出力の急速充電設備を利用する機会が増えることから火災予防上の必要な事項を整備するものであるとの説明がありました。

また、委員からは、急速充電設備を設置するための資格について質疑があり、理事者からは、電気工事に関する資格が必要となるが、有資格者の数については把握していないとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。